

5 障第 892 号  
令和 6 年(2024 年)1 月 19 日

中核市以外の市町村に所在する指定児童発達支援事業所の長  
中核市以外の市町村に所在する指定放課後等デイサービス事業所の長 様  
中核市以外の市町村に所在する指定共生型障害児通所支援事業所の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン  
に基づいた自己評価結果等の公表にかかる届出について（通知）

このことについて、児童発達支援、放課後等デイサービス又は共生型障害児通所支援を実施する事業所は、児童発達支援ガイドライン又は放課後等デイサービスガイドラインに沿った評価項目に関して、自己評価及び質の改善（以下「自己評価結果等」といいます。）を行い、おおむね 1 年に 1 回以上結果を公表することが義務付けられており、自己評価結果等の公表及びその届出を行っていない事業所には、自己評価結果等未公表減算が適用されます。

については、自己評価結果等の公表について下記のとおり届出をしてください。

なお、自己評価結果等の公表方法及び自己評価結果等未公表減算の内容等については「児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに基づいた自己評価結果等の公表について（通知）（平成 30 年 11 月 8 日付け 30 障第 555 号）」等（県 HP に掲載があり、URL は 2（5）に記載）を参照してください。

記

1 届出について

(1) 県への届出が必要となる事業所

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、共生型障害児通所支援事業所（いずれも中核市（長野市及び松本市）に所在する事業所を除きます。）

(2) 届出書類

別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」1 部

児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を提供する多機能型事業所は、それぞれのサービスについて届出書を提出（各 1 部提出）してください。

届出書様式については県 HP（URL 等は 2（4）に記載）にも掲載しています。

(3) 届出方法

① 郵送による届出

下記まで「自己評価結果等の公表にかかる届出書」を郵送してください。

〒380-8570 長野県 障がい者支援課 施設支援係 障害児通所支援担当者」あて  
(県庁専用郵便番号のため住所の記載は不要です。)

② 窓口への届出

事業所の所在地を管轄する保健福祉事務所福祉課窓口へ「自己評価結果等の公表にかかる届出書」を提出してください。

(4) 届出期限

令和6年5月31日(金)

2 留意事項

(1) 令和5年度に実施した自己評価結果等の公表について届出をしてください。

今後実施する場合には、公表を行った後に届出をしてください。

なお、自己評価及び質の改善の実施と、それにかかる公表が年度をまたぐ場合には、公表日が属する年度を基準としてください。

(例) 令和5年2月～3月に自己評価及び質の改善を実施し、令和5年4月に公表を行った事業所⇒令和5年度分としては、令和5年4月に行った公表について届出をしてください。

(2) 今年度分の「自己評価結果等の公表にかかる届出書」の提出をすでに行っている事業所については、再度の提出は不要です。

(3) 事業を休止している事業所については、事業再開後1年以内に自己評価結果等の公表及び県への届出を行ってください。

(4) 関係する通知及び「自己評価結果等の公表にかかる届出書」等については県HPにも掲載しています。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 障害福祉サービス事業者の皆さまへ > 障害児施設の指定申請様式 (2. 自己評価結果等の公表等について)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/shiset-sushite.html>

(問合せ先)

担 当：施設支援係 金井

電 話：026-235-7149 (直通)

F A X：026-234-2369

E-mail：fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp